

新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年9月21日～9月27日）

1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
中国	178	1,053	1,231
ベトナム	599	159	758
韓国	56	428	484
台湾	79	200	279
タイ	215	55	270
フィリピン	60	201	261
米国	109	129	238
パキスタン	21	91	112
インドネシア	23	70	93
ネパール	0	80	80
その他	257	602	859
合計	1,597	3,068	4,665

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	1	33	34
	経営・管理	13	132	145
	技術・人文知識・国際業務	133	400	533
	企業内転勤	24	40	64
	介護	0	0	0
	特定技能	15	13	28
	技能実習	441	21	462
	短期滞在	261	0	261
	留学	217	744	961
	研修	2	0	2
	家族滞在	77	361	438
その他	108	210	318	
小計	1,292	1,954	3,246	
入管法 別表第2	永住者	4	703	707
	日本人の配偶者等	186	220	406
	永住者の配偶者等	51	38	89
	定住者	64	153	217
小計	305	1,114	1,419	
合計	1,597	3,068	4,665	

注意

1. 特段の事情による入国者には、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したもの等が含まれる。
2. 「中国」には香港、マカオを含む（以下同じ）。
3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。
4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。
5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

(2) 乗員上陸許可者数

米国	1,645
フィリピン	888
オランダ	138
インドネシア	135
インド	121
フランス	102
中国	83
カナダ	69
ドイツ	66
ロシア	46
その他	646
合計	3,939

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
0	3	3

(参考) 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置による入国者数

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
ベトナム	461	6	467
タイ	183	8	191
台湾	52	0	52
ミャンマー	6	0	6
マレーシア	5	0	5
カンボジア	3	0	3
合計	710	14	724

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	0	0	0
	経営・管理	1	2	3
	技術・人文知識・国際業務	128	8	136
	企業内転勤	21	1	22
	介護	0	0	0
	特定技能	15	1	16
	技能実習	441	2	443
	短期滞在	104	0	104
	研修	0	0	0
	特定活動	0	0	0
	合計	710	14	724

注:「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）及び「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の2に基づく入国。

なお、「国際的な人の往来の再開等」の2に基づく入国者には、上記1（1）に含まれない場合があるため、今回の集計から（参考）としている。